

令和２年度における南木曽町立小・中学校の再開等について

令和２年３月３０日
南木曽町教育委員会

１ 学校再開に関する考え方

南木曽町教育委員会では３月２７日、文部科学省が３月１９日の国専門家会議の状況分析・提言を受けて３月２４日に示した春休み以降の学校再開にあたってのガイドライン及び、３月２３日に長野県が発表した対応方針と３月２７日に長野県教育委員会が示した「令和２年度における県立学校の教育活動の再開等について」を踏まえ、新年度の学校再開について以下のとおり対応することとし、３月３０日に開催された第７回南木曽町対策本部会議での協議を経て各学校長へ通知する。

２ 新年度の学校再開について

国・県からの通知や、現在の南木曽町における新型コロナウイルス感染症の状況（感染が確認されていない地域該当）を踏まえ、万全の感染症対策を講じたうえで、新年度から小・中学校を再開する。

３ 学校再開にあたっての留意事項

再開にあたっては、学校での感染予防及び感染拡大防止のため、国の学校再開ガイドラインを踏まえ、特に次の３点の徹底と別紙１の留意事項に沿った対応を図る。

- (１) 発熱や咳等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しない。
- (２) 手洗いや咳エチケット等基本的な感染症予防対策を徹底する。
- (３) 集団感染防止のため、３つの条件（密閉空間、密集、近距離での会話等）を重複させた環境をつくらない。

４ 児童生徒または教職員が感染した場合の基本的な考え方

町内児童生徒または教職員の感染が判明した場合、当該児童生徒については出席停止（または就労制限）とする。

なお、町内児童生徒が濃厚接触者となった場合の出席停止等の考え方については、別途検討する。

５ 感染状況が変化した場合の対応

今後、町内での感染が拡大するなど感染状況が変化した場合は、レベルに応じた対策に切り替えるものとする。

別紙 1

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開の留意事項

令和2年3月30日現在

南木曽町教育委員会

1 保健衛生管理等について

(1) 感染症対策について（児童生徒・教職員）

1) 「感染源を断つこと」

○家庭での検温等健康チェック

- ・登校前には、必ず自宅で検温する。
- ・発熱や咳の症状がある場合は登校させない。
- ・健康チェックカード（3月24日付長野県通知別紙2参照）を記入し、学校へ提出する。

○教職員による学校での健康観察と対応

- ・朝の健康観察実施の徹底
- ・家庭での確認ができなかった児童生徒等については、保健室での検温及び風邪症状の有無の確認（使用後の消毒留意）
- ・健康チェックカードに体調不良を訴えている家族がいる旨の記載があった場合は、こまめに児童生徒本人の健康観察を行う。
（児童生徒に発熱や咳などの症状がなければ、登校してよい。）
- ・登校後に体調が悪くなった児童生徒については、保護者に連絡して速やかに下校させる。なお、保護者が迎えに来るまでの間については、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室で休養させる。

2) 「感染経路を断つこと」

○学校における基本的な感染症対策の徹底

- ・石けん等による手洗いを励行する。（授業開始前、休み時間ごと、給食前等）
- ・咳エチケットを徹底する。

○校内の保健管理体制を整える

- ・学校医及び学校薬剤師等と連携し、環境衛生を保つ。
- ・教職員は、手袋やマスクを着用して校内の消毒等を実施する。
（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用）
 - a. 教室（机、いす、ドア・窓取手、黒板ふき、ゴミ箱など）
 - b. トイレ、（レバー、ペーパーホルダー、）手洗い場（蛇口等）
 - c. 体育館（共用使用器具備品、照明スイッチ等）
 - d. 給食配膳室、収納庫等

- e. 保健室のベッド周り（使用したシーツ等は交換する）
- 校外活動等に際しては、共有の物品のある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。
- 教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所の利用を避ける配慮をする。

3)「抵抗力を高めること」

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

(2) 集団感染のリスクへの基本的な対応

基本的な3つの対策により保健管理や環境衛生を良好に保つよう取り組むこと。

1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施する。

- ・原則として窓を常時開放する。なお、可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- ・天候等により常時開放が難しい場合でも30分毎に10分程度は行う。
- ・衣服等による温度調節にも配慮する。

2) 密集しないための工夫

- ・集会等で並ぶ際は、学年を分散するなど、両手を広げて手がぶつからない程度の間隔を空ける。（人数の配慮）
- ・体育や部活動で、集合して顧問や部長が指示を出す場合などにおいては、できるだけ大きな円を描くように並ばせる。（並び方の配慮）

3) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

- ・人の密度を下げることに留意し、近距離での会話や発声の必要な場面では飛沫を飛ばさないよう咳エチケットの要領でマスクを使用する。

(3) 学校給食に関すること

給食については、以下の事項を徹底する。

- ・対面での飲食を避ける。
- ・給食前の健康チェックを行う。（発熱・腹痛・下痢・味覚障害など）
- ・手洗いを徹底する。（清潔な手指で食器や食品を扱う。）
- ・配膳時には清潔なエプロン・マスクを着用する。（当番児童生徒・教職員）
- ・配膳台や机上の衛生管理を徹底する。

(4) スクールバス利用時の配慮について

- ・ 常時外気循環設定で走行する。
- ・ マスクを着用する。
- ・ 乗車中は会話を控えるよう指導する。

(5) 部活動に関すること

以下の事項を徹底したうえで実施する。

- ・ 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 発熱等の風邪症状がみられる生徒については、活動を見合わせ、自宅で静養させる。

(健康チェックカード参考)

- ・ 3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。
 - ① 体育館・音楽室・教室等の屋内で実施する際には、換気の悪い密閉空間にしないため、換気を徹底する。
 - ② 部室や更衣室等の利用にあたっては、短時間の利用とし、一斉に利用しないようにする。
 - ③ 複数の部活動が一斉に使用しないよう活動時間を分散し、密集を避ける。
また、短時間の活動となるよう配慮する。
 - ④ 競技の性格上、身体接触が避けられない競技は、マスクを着用する。
 - ⑤ 合唱や吹奏楽では、密集を避け、離れた場所でパート別に練習を行う。
 - ⑥ 飲食を伴わないよう留意する。
 - ⑦ 飲料用ボトル、ビブスなどの共用はしない。
 - ⑧ 用具や器具等の使用前・後の消毒を徹底する。
 - ⑨ 休日の活動の際には、自宅で検温を行い、判断する。
 - ⑩ 活動中の掛け声、大きな声の会話等は行わない。
 - ⑪ 対外練習試合等は当面行わないこととし、今後、中体連等での基準に沿うものとする。

(6) 入学式に関すること

集団感染のリスクが高い3条件が重ならないよう対策を講じた上で実施する。

- ・ 人数制限
(来賓町長、保護者会長のみ。新入生保護者は各2名以内も教室へは1名のみ。)
- ・ 時間短縮(あいさつ、歌等の一部省略)
- ・ 基本的な予防策(事前健康観察、マスク着用、手洗い)
- ・ 1学年保護者会及び写真撮影は予定。(着席間隔に留意)

2 学習に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・学習に著しい遅れが生じることのないよう、内容可能な限り必要な措置を講じる。。
- ・進学する児童生徒に対して未指導となった事項がある場合、小中、中高で連携し、実態に応じた必要な学習を行う。

(2) 自宅で過ごす児童生徒への学習支援

出席停止等になった児童生徒の学習支援については、学習プリントによる学習支援を行う。

3 出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒等の感染が判明した場合は、治癒するまで出席停止とする。
(治癒するとは、医師による証明書が提出されたことによる。)
- ・児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間の出席停止とする。
- ・児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。
(この場合も出席停止と記録する。)

4 心のケア、偏見や差別防止への対応について

- ・学級担任や養護教諭等が児童生徒の健康観察等を行い、必要な心のケアに取り組む。
- ・感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別がおきないように、正しい知識の伝達と指導にあたる。